

鴻巣市三世代住宅取得補助金

世代間の子育てや介護などの支え合いが可能な住環境の形成を目指し
親世帯と子育て中の子世帯が同居または近居のために住宅を取得する費用の一部を補助します

対象

親・子・孫の3世代で
同居、市内近居の方



転居

10万円

土地区画整理事業地内
(北新宿第二・広田中央)の場合

30万円

転入

15万円

① 三世代転入の場合 または
② 土地区画整理事業地内
(北新宿第二・広田中央)の場合

30万円

主な要件

- 三世代同居または近居のため、市内に住宅を取得(新築・購入)した方
- 義務教育修了前の子(出産予定者を含む)を扶養している方
- 平成30年4月1日以降に住宅に関する契約を締結した方
- 令和2年4月1日以降に鴻巣市へ転入(*)または市内転居した方
※ 継続して1年以上鴻巣市外に居住していた方

問い合わせ先

鴻巣市総合政策課

電話: 048-541-1321 FAX: 048-543-5480

✉ sogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp



申請は2022年3月31日まで。
詳細はホームページまたは
お電話でお問い合わせください。

鴻巣市 三世代

検索



鴻巣市メインキャラクター
ひなちゃん

申請の流れ

1. 要件の確認（次のすべてを満たす方）

- (1) 三世代同居または近居のため、市内に住宅を取得（新築・購入）した方
- (2) 義務教育修了前の子ども（出産予定者を含む）を扶養している方
- (3) 平成30年(2018年)4月1日以降に住宅に関する契約をした方
- (4) 令和2年(2020年)4月1日以降に転入（継続して1年以上鴻巣市外に居住）または市内転居した方

2. 申請書類の用意

✓	書類	対象	説明	取得場所
	① 鴻巣市三世代住宅取得補助金交付申請書	原本	-	申請者は、転入または転居した世帯の世帯員の方 ・市ホームページからダウンロード ・総合政策課（新館2階12番窓口）
	② 戸籍謄本 【発行から1ヶ月以内のもの】	原本	子世帯	戸籍の全部事項証明書（謄本） 本籍地自治体の戸籍担当課 ★
	③ 戸籍の附票 【発行から1ヶ月以内のもの】	原本	住所の異動があった世帯	戸籍の附票（全部） 異動前の最低1年間の住所履歴を確認します 本籍地自治体の戸籍担当課 ★
	④ 住民票の写し 【発行から1ヶ月以内のもの】	原本	親世帯・子世帯	世帯全員が記載してあるもの、続柄必要。 ※本人または本人と同一世帯の方以外の方からの請求の場合、委任状が必要です。 市民課（新館1階1番窓口）、両支所 ★
	⑤ 未納税額のないことの証明書 【最新のもの】	原本	親世帯の世帯員 子世帯の世帯員	市税の滞納がないことを証明する書類で、親世帯・子世帯ともに世帯員全員分の証明書が必要（乳幼児等含）。 ※同居親族以外の方からの請求の場合、委任状が必要です。 収税対策課（新館2階10番窓口）
	⑥ 注文住宅の場合：工事請負契約書の写し 住宅売買の場合：不動産売買契約書の写し	コピー	補助対象住宅	契約日、契約内容、取得住宅住所、購入代金・税額、売主名（押印）、買主名（押印）記載のページ -
	⑦ 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）	原本	補助対象住宅	土地分は不要。 インターネット上で登記情報を閲覧できる「登記情報提供サービス」から出力したものや「登記完了証」等は不可。 [最寄り] さいたま地方法務局 鴻巣出張所 電話048-541-0776（平日8:30~17:15）
	⑧ 母子健康手帳の写し または 出産予定であることがわかる書類	コピー	-	表紙、出産予定日、妊婦健診実施機関の記載がある箇所の写し -
	⑨ 日本国の在留資格を有することを証明する書類 （世帯員に外国籍の方がいる場合）	原本	-	住民票の写しに「在留資格等」を記載 -

★マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニ交付サービスを利用して取得が可能です。
ただし、本籍地自治体によっては、コンビニ交付サービスを提供していない場合があります。

3. 申請 令和4年（2022年）3月31日（木）まで

申請書類一式を総合政策課（新館2階12番窓口、平日8:30~17:15）へお持ちください。
※支所ではお預かりできません

- | | | |
|---|---|---------|
| <ol style="list-style-type: none"> 4. 審査 5. 交付決定 申請者へ「交付決定通知書」を郵送します 6. 請求 請求書を総合政策課へ提出してください（交付決定から14日以内） 7. 補助金交付 ご指定の口座へ補助金を振り込みます | } | 約1ヶ月半程度 |
|---|---|---------|



【フラット35】地域連携型の利用ができます！



住宅金融支援機構 HP

- ・鴻巣市三世代住宅取得補助金と併せて全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げることが可能です。 ※【フラット35】Sとの併用可
- ・融資契約の際に、鴻巣市が発行する「地域連携型利用対象証明書」が必要です。

鴻巣市総合政策課 048-541-1321（平日8:30~17:15）

詳しくは市ホームページ（「鴻巣市 フラット35」で検索）をご覧ください。上記までお問合せください。